規　則

○原子力規制委員会規則第五号

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十九号）の施行に伴い、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制庁組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制庁組織令を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

目次中「第七条」を「第十条」に、「（第八条―第十条）」を「（第十一条―第十三条）」に改め、「第三款　放射線防護対策部（第十一条―第十五条）」を削り、「（第十六条―第十九条）」を「（第十四条―第二十条）」に、「（第二十条―第二十一条）」を「（第二十一条・第二十二条）」に改め、「第三款　放射線防護対策部（第二十二条―第二十五条）」を削り、「（第二十六条―第三十二条）」を「（第二十三条―第二十九条）」に、「第二十三条」を「第三十条」に改める。

第一条第一項中「、技術総括審議官一人」の下に「、核物質・放射線総括審議官一人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二条中「三課」を「六課」に、「二人」を「一人」に、「総務課
国際課
技術基盤課」を
「総務課
人事課
技術基盤課
原子力災害対策・核物質防護課
監視情報課
放射線対策・保障措置課」に改める。

第三条中第十九号を第二十一号とし、第十四号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　委員会の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

十五　前号に掲げるもののほか、委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

第四条を次のように改める。

（人事課の所掌事務）

第四条　人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　委員会の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務のうち、職員の健康及び安全に関する事務の企画及び立案に関すること。

四　原子力安全人材育成センター（以下「センター」という。）の組織及び運営一般に関すること。

五　委員会に対する申告に関する事務の総括に関すること。

第一章第二節第三款を削る。

第十条中「放射線防護対策部並びに」を削り、第一章第二節第二款中同条を第十三条とする。

第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第一章第二節第一款中第七条を第十条とする。

第六条柱書き中「、命を受けて」を削り、「分掌する」を「つかさどる」に改め、同条第一号から第五号までを削り、同条第六号を同条第一号とし、同条第七号を同条第二号とし、同条第八号を同条第四号とし、同条第九号から第十一号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第九条とする。

三　委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

第五条の次に次の三条を加える。

（原子力災害対策・核物質防護課の所掌事務）

第六条　原子力災害対策・核物質防護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針の案の作成に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　原子力事故又は原子力施設（規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

三　原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

四　原子力事故による災害の防止に関する事務のうち防災訓練及び研修に関すること。

五　前四号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

六　原災法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における医療に関する体制の整備のために必要な措置に関すること。

七　核燃料物質の防護に関すること。

八　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（監視情報課の所掌事務）

第七条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力事故の状況及び原子力事故により放出された放射性物質の拡散の状況の把握、予測及び公表に関すること。

二　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の案の作成及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

（放射線対策・保障措置課の所掌事務）

第八条　放射線対策・保障措置課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線による障害の防止に関すること（原子力災害対策・核物質防護課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。